

北谷町障がい者地域活動支援センター
指定管理者募集要項

令和8年9月
北 谷 町

北谷町障がい者地域活動支援センター指定管理者募集要項

1 はじめに

北谷町障がい者地域活動支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定される地域生活支援事業を実施するため、北谷町障がい者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成19年北谷町条例第24号）に基づき設置しています。

当施設は指定管理者による管理運営を行っており、指定期間が令和9年3月31日に終了することから、当施設の設置目的に沿った管理運営を効果的・効率的かつ安定的に行い、住民サービスの向上及び管理経費の縮減を図るため、北谷町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年北谷町条例第18号）第2条の規定により、次のとおり指定管理者を募集します。

なお、この公募は、北谷町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び北谷町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年北谷町規則第14号）に基づくものです。

2 施設概要

名称	北谷町障がい者地域活動支援センター たんぽぽ
所在地	北谷町字上勢頭837番地1
設置目的	障害者総合支援法第77条第1項第9号で規定する地域生活支援事業として、地域で生活する障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の日常生活の支援、地域交流活動等を行うことにより、障がい者等の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的とします。
開所年	平成20年
構造	コンクリートブロック造 平屋建
敷地面積	979.82㎡
建物面積	198.24㎡
施設内容	作業室、調理実習室、休養室、相談室、トイレ、事務室など
利用時間	午前9時から午後5時まで
休所日	日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで、6月23日（慰霊の日） ※ 指定管理者が臨時に開所又は休所しようとするときは、町長の承認を得るものとします。
利用対象者	北谷町内に住所を有する障がい者等
利用定員	一日当たり25名

3 指定管理者が行う業務【本町に代わり行う業務（以下「本業務」という。）】

指定管理者が行う業務の概要は、以下のとおりとします。業務内容の詳細は、別紙「北谷町障がい者地域活動支援センター管理業務仕様書」に定めるとおりとします。

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 次に掲げる障害福祉サービス業務

ア 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号の事業）

基礎的事業及び機能強化事業Ⅰ型

イ 相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号の事業）

(3) その他町長が必要と認める業務

4 指定管理者が行うことができる業務【自主事業】

施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担による事業（以下「自主事業」という。）を行うことができます。

なお、自主事業は、事前に本町と協議のうえ決定し、自主事業計画に基づき実施することとし、公共性に配慮した事業であることとします。

5 指定管理期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

6 管理に要する費用

(1) 指定管理料

本業務に係る全ての経費は、本町からの指定管理料及びその他の収入（食材料費の利用者負担分等）をもって充てることとします。

経理は会計年度（4月1日から3月31日まで）ごとに区分してください。

指定管理料の額については、人件費、事務費（消耗品、光熱水費、通信運搬費等）、事業費（給食費、修繕費、車両や複写機の賃借料、システム経費等）などすべてを含みます。また、備品のパソコン6台を1年に2台ずつ買い替える必要があります。そのことを踏まえ、申請者は指定管理業務に必要とする経費を算出し、提案してください。

指定管理料は、指定管理者から提出される本業務に関する収支予算書の額を基に、本町と指定管理者が、協議のうえ、各年度の予算の範囲内で協定書に定めます。協定書に定めた額は、各年度毎に本町から指定管理者に対し支払います。

なお、支払時期や回数、方法については年度協定書で定めるものとします。

年間指定管理料は、3年間の総額を上限額として次のとおり算定していることから、この上限額の範囲内で事業計画書及び収支予算書の提案を行ってください。

3年間総額 103,128,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

年平均額 34,376,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 管理口座

経費は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

(3) 自主事業

指定管理者は、自主事業計画に基づき自己の責任と費用（人件費、設備設置費及び電気、ガス、水道費等）による自主事業を行うことができます。

自主事業を実施する場合は、その内容を本町と協議したうえで、決定するものとします。自主事業による収入は、全て指定管理者の収入となります。

(4) 利用者負担金の徴収

利用料は無料としますが、創作的活動等に係る材料費等の一部を利用者負担金として徴収することができるものとします（昼食の材料費を含む。）。

利用者負担金収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

7 管理運営の基本的な考え方

(1) 施設を管理運営するにあたっては、法令等を遵守してください。

(2) 清掃又は設備の保守点検等、業務の一部を他者に委託することは可能ですが、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ません。

(3) 個人情報適切な管理を行ってください。

8 備品等の貸与と帰属

指定管理者は、本町が所有する備品等の貸与を受けることができます。ただし貸与備品は、原則として施設で現行使用のものとなります。

なお、本町が予め用意するもの及び本町が指定管理料の一部として支払った備品購入費で指定管理者が購入するものについては、本町に帰属します。備品等について処分を行う場合は、本町と事前に協議するものとします。

9 応募資格・条件

(1) 応募者の資格要件は、法人及びその他の団体（以下、「団体」という）で、以下の要件をすべて満たしていることとします。その他の団体の場合、法人格を有する必要はありません。個人での応募はできません。

ア 県内に登記簿上の本社または支店、営業所を有する団体であること。

イ 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処されているものがないこと。

ウ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体ではないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

オ 役員等が暴力団等の利益となる活動を行う団体でないこと。

カ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

キ 国税及び地方税の滞納がないこと。

- ク 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されているものでないこと。
 - ケ 過去に、本町、または他の公共団体から指定管理者の指定取り消しを受けていないこと。
 - コ 指定管理者の指定を管理の委託であるとみなしたときに、地方自治法第92条の2、第142条、第166条または第180条の5第6項の規定（議員、首長、副首長、委員会委員または委員の兼業禁止規定）に抵触することとなる団体でないこと。
 - サ 指定期間に解散・廃止の恐れがない団体であること。
- （2）人員配置について次の要件を全て満たすこと。
- ア 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を満たすことができること。
 - イ 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者を配置することができること。

10 スケジュール

（1）募集要項等の配布

ア 配布期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月14日（水）まで

イ 配布方法

北谷町役場ホームページよりダウンロードしてください。

掲載場所：トップページ→健康・福祉→障がい者福祉→お知らせ→障がい者地域活動支援センター指定管理業務の公募について

（2）申請書類の提出

ア 受付期間及び受付時間

令和8年10月5日（月）から令和8年10月14日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 受付場所

北谷町役場1階 住民福祉部 福祉課窓口

ウ 申請書類の提出部数

16部（正本1部、副本（写し可）15部）

（3）質疑及び回答

募集要綱等に関する質問を以下のとおり受付ます。質問に対する回答は、令和8年9月30日（水）までに、本町ホームページへ掲載いたします。

ア 受付期間 令和8年9月18日（金）から令和8年9月25日（金）午後4時まで

イ 受付方法 質問書（第10号様式）に趣旨を簡潔にまとめ、メール又はFAXで提出してください。提出後、担当者へ電話（098-982-7719）にて受信確認を

お願いします。なお、電話や口頭による質問には原則として回答しません。

ウ 提出先 E-mail: fukushika@chatan.jp

FAX: 098-926-1474

1.1 提出書類

- (1) 応募を希望する法人等は、次の書類を提出してください。提出書類は、原則 A4 版で、次の 1～14 の順番に並べて、正本及び副本とも 1 部ごとにフラットファイル等に綴り、書類の種類が判別できるようにタックインデックス等を付してください。

No	書類名	様式
1	申請書	第 1 号様式
2	事業計画書（3 年度分）	第 2 号様式
3	収支計画書（3 年度分）	第 3 号様式
4	財務状況表	第 4 号様式
5	誓約書	第 5 号様式
6	定款、寄付行為、規約等	
7	登記事項証明書（提出日から 3 か月以内に発行されたもの）	
8	団体概要書	第 6 号様式
9	法人組織、運営に関する書類	
10	役員名簿	第 7 号様式
11	経歴書（当該施設に配置する職員全員分）	第 8 号様式
12	実務経験証明書（相談支援専門員の要件を満たす者分のみ）	第 9 号様式
13	納税証明書（令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度） 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、法人市町村民税 ※ 納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書を提出してください。 ※ 法人設立後 1 年未満の場合は、代表者の所得税、消費税及び地方消費税、都道府県民税及び市町村民税の納税証明書を提出してください。	

(2) 留意事項

ア 虚偽の記載をした場合の取扱

募集要項の内容を遵守しない場合及び応募書類に虚偽の記載をした場合は失格とします。

イ 接触の禁止

指定管理者の募集にあたり、申請者及びその関係者が選定委員と接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

ウ 応募内容の変更の禁止

応募書類の受付後にその内容を変更することはできません。ただし、本町から

申し入れた場合は、この限りではありません。

エ 申請書類の取扱い

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本町は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後に原本（正本・副本）を返却します。

提出書類（複写物を含む）は情報公開の請求により、北谷町情報公開条例に基づき開示することがあります。公開の可否は本町が判断しますが、原則公開となる旨ご留意ください。なお、指定されなかった団体の提出書類についても、指定の議決までの間に請求があった場合は同様に取り扱いします。

オ 応募の辞退

応募書類の受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）をご提出ください。

カ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

1 2 選定方法及び基準

（1）選定委員会による選定方法

北谷町公の施設に係る指定管理者選定委員会において、資格要件に適合した指定管理者指定申請書を基に、審査基準に基づき審査を行い、指定管理者の予定候補者を選定します。ただし、応募者数が1社でも審査を行うものとし、選定委員会の審査において本町の要求を下回ると判断した場合は応募者数に関係なく該当なしとなる場合もあります。また、2者以上の応募があった場合、必要に応じて申請内容等に関する面接審査を実施することがあります。面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、その内容に対する質疑を行います。この場合の日時等面接審査の詳細については、別途連絡します。

選定の結果については、申請者全員へ通知を行います。なお、選定結果に対する異議等については一切応じられません。

（2）審査基準及び着眼点

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。

エ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保ができる見込みがあること。

オ その他、町長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に適合するものであること。

（3）指定

指定管理者の指定については、選定委員会の結果を踏まえ、議会の承認を経て町

長が行う予定です。

1 3 指定管理者の決定及び協定締結

(1) 協定締結

指定管理者として指定されたものは、本町と指定期間全体の基本協定及び年度毎の事業実施に係る年度協定を締結します。

(2) 業務引継

指定管理決定後は、令和9年4月1日から円滑な運営を開始するために、すみやかに業務引継を行っていただきます。

なお、業務引継に要した費用は、指定管理者（前任者）が負担するものとします。

(3) 疑義

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置は本町と指定管理者とで協議することとします。

1 4 指定の取消し及び業務継続困難時の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し等

指定管理者が次のいずれかに該当する場合、本町は、指定管理者に対し期間を定めて管理業務の停止を命ずること又は指定を取り消すことができるものとします。その場合、本町に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

また、指定管理者の予定候補者として選定された日から基本協定の締結日までに指定管理者を辞退する場合も、本項の対象に含みます。

ア 本要項、仕様書の指示に従わないとき

イ 法令及び条例等に違反したとき

ウ 申請書類に記載された内容が虚偽と判断された場合

エ 経営状況の悪化により、業務が遂行できないと認められるとき

オ 著しく社会的な信用を損なうことにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

(2) 本町が指定を取り消したことによる損害

(1) により、本町が業務の停止又は指定の取消しを行ったことにより指定管理者に損害が生じた場合、本町はその賠償の責めを負いません。

(3) 不可抗力等による業務継続困難時の措置

災害その他の不可抗力等、本町及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとします。また、一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面で通知することにより指定の取消しをすることができるものとします。

(4) 業務の引継ぎ

(1) 又は (3) により指定を取り消された場合は、指定管理者は、次期指定管理者等が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう、速やかに業務の引継ぎを行うものと

します。

15 その他留意事項

北谷町障がい者地域活動支援センターは、移転予定がありますが時期は未定です。移転後は、移転先で業務を実施することとなります。移転に係る費用、移転後の業務や指定管理料の見直しがある場合は、本町と指定管理者との協議を行い決定するものとします。

16 利用実績について（参考）

（1）施設の利用状況

年度	利用登録者数 (年度末時点)	延べ 施設利用者数	一日平均 利用者数	一日平均 送迎利用者数
令和7年度	34人	3,263人	13.5人	9.2人
令和6年度	40人	3,133人	12.9人	8.8人
令和5年度	42人	2,819人	11.6人	7.9人

（2）相談支援事業の利用件数

年度	年間合計件数	月平均件数
令和7年度	1,247人	103.9人
令和6年度	1,731人	144.3人
令和5年度	1,429人	119.1人

17 問い合わせ先

北谷町住民福祉部 福祉課 障害福祉係 仲村 渠

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

電話番号 098-982-7719 E-mail fukushika@chatan.jp